



# 島根県報

平成27年5月15日（金）

第2,699号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（       "       ）	3
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	3
土地改良区の役員の就任の届出	（       "       ）	4
土地改良区の定款変更の認可（2件）	（       "       ）	5
補助金等交付規則第3条の規定により再生の森事業費交付金の交付の対象等を定める告示	（林 業 課）	5
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	7
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	（審 査 指 導 課）	8

### 【特定調達公告】

島根県人事給与システムに係る運用管理保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	8
平成27年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	9
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	12
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	（       "       ）	12
統合情報システム放射線治療業務支援システム構築業務に係る随意契約の相手方等	（       "       ）	13
島根県立中央病院におけるダクルインザ錠60ミリグラム外14品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（       "       ）	13

### 【人委告示】

平成27年度島根県警察官（大学卒）採用試験の実施		15
--------------------------	--	----

### 【雑 報】

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	（消 防 総 務 課）	19
-------------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第365号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ひまわり薬局 学園店	松江市学園南一丁目11番17号	平成27年 4月 1日
澄川歯科医院	益田市美都町仙道911番地 1	平成27年 3月 1日
匹見歯科診療所	益田市匹見町匹見イ1166番地	平成27年 3月 1日
J Aしまね く にびき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5 番16号	平成27年 3月 2日
仁寿診療所ながひさ	大田市長久町長久ハ24番地 2	平成27年 4月 1日
クリニック虹	松江市佐草町456番地 1	平成27年 4月 1日
たけ歯科クリニック	松江市学園南二丁目 3 番44号	平成27年 4月 1日
浜乃木薬局	松江市浜乃木二丁目 7 番13号	平成26年12月 1日

**島根県告示第366号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
J A く にびき 歯科診療所	松江市西津田三丁目 5 番16号	平成27年 3月 2日
澄川歯科医院	益田市美都町仙道911番地 1	平成27年 3月 1日
匹見歯科診療所	益田市匹見町匹見イ1166番地	平成27年 3月 1日

**島根県告示第367号**

介護保険法（平成 9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 エー・サポ ート	訪問介護	訪問介護事業所 ゆかり園	雲南市三刀屋町下熊谷1675 - 2	平成27年 5月 1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人梅寿会	特定施設入居者生活介護	軽費老人ホームコーポ 「ますだ」	益田市高津四丁目27番 7号	平成27年 5月 1日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

## 島根県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社エー・サポート	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 ゆかり園	雲南市三刀屋町下熊谷 1675-2	平成27年5月1日

## 島根県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市三瓶土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

川村 孝信 大田市三瓶町志学口250番地  
 藤井 好文 大田市三瓶町志学口862-4  
 小丸 政美 大田市三瓶町志学口357  
 川上 博美 大田市三瓶町多根イ334-1  
 米原 行男 大田市山口町山口259  
 三浦 英範 大田市山口町山口589-2  
 林 一敏 大田市三瓶町多根イ449  
 蓮花 正晴 大田市三瓶町池田227  
 松尾 操 大田市三瓶町池田321  
 宮脇 久喜 大田市三瓶町池田709-1

## 監事

三谷 光 大田市三瓶町志学口316  
 大谷 正幸 大田市三瓶町多根958-3  
 藤原 眞章 大田市三瓶町池田2200-4

## 2 就任年月日

平成27年3月31日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

原田 忠芳 大田市三瓶町池田2021  
 俵 保夫 大田市三瓶町志学口281-2  
 小丸 幸男 大田市三瓶町志学口357  
 石田 光男 大田市三瓶町志学口495

大草 源司 大田市三瓶町志学口418  
藤井 好文 大田市三瓶町志学口862-4  
三谷 光 大田市三瓶町志学口316  
大國 幸生 大田市山口町山口334-1  
川上 博美 大田市三瓶町多根イ334-1  
米原 行男 大田市山口町山口259  
須藤 光行 大田市山口町山口322  
大國 武 大田市山口町山口292  
林 一敏 大田市三瓶町多根イ449  
古志 雅哉 大田市山口町山口429  
大迫 勝信 大田市五十猛町2195  
三浦 英範 大田市山口町山口589-2  
小谷 正美 大田市三瓶町池田155  
前坂 定美 大田市三瓶町池田239  
柳浦 好則 大田市三瓶町池田199  
松尾 操 大田市三瓶町池田321  
宮脇 久喜 大田市三瓶町池田709-1  
市 俊治 大田市三瓶町池田3272-2  
湯浅 英行 大田市三瓶町池田219-5  
松本 一人 大田市三瓶町池田1963  
南家 誠 大田市三瓶町池田180

**監事**

田中 貢 大田市三瓶町志学口400  
児玉 賢次 大田市三瓶町志学口394-1  
織田 一夫 大田市三瓶町多根イ276-10  
大谷 正幸 大田市三瓶町多根958-3  
藤原 眞章 大田市三瓶町池田2200-4  
和田 幸徳 大田市三瓶町池田1628

**島根県告示第370号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**津和野町土地改良区****1 就任した役員の氏名及び住所****理事**

齋藤 泰彦 鹿足郡津和野町高峯74番地

**2 就任年月日**

平成27年 4月 1日

**島根県告示第371号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市三瓶土地改良区の定款変更を平成27年5月8日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第372号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津和野町土地改良区の定款変更を平成27年5月8日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第373号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生の森事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により再生の森事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成24年島根県告示第288号）は、廃止する。

平成27年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

再生の森事業費交付金

## 2 交付の目的

水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森や緑を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的とする。

## 3 交付の対象者の範囲

再生の森事業実施要領（平成17年3月29日付け林第1571号）の規定による協定を締結した次に掲げる者

- (1) 森林所有者
- (2) 森林組合
- (3) 林業事業体

## 4 交付の対象となる事務又は事業の内容

事業細目	対象とする経費
不要木伐採	不要木の伐採（10年以上適切な管理が行われていないために荒廃している林齢36年以上のスギ又はヒノキの人工林（当該人工林を主体として一体的な整備を行う場合は、林齢36年未満の区域を含む。）で交付の対象者が水資源のかん養や土砂災害の防止等公益的な機能を維持していくために行う伐採をいう。以下同じ。）を行うのに要する経費
侵入竹伐採	侵入竹（不要木の伐採を行う森林に侵入した竹及びその発生源の竹林をいう。）を伐採し、及び整理するのに要する経費
竹林伐採	竹林（民家、公共施設等の周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林に限る。）を伐採し、及

	び整理するのに要する経費
広葉樹植栽	不要木の伐採をした森林又は竹林の伐採をした森林で行う広葉樹を植栽するのに要する経費
森林国営保険の加入	不要木の伐採をした森林において、伐採した後に残る主たる上層木を対象とした森林国営保険への加入に要する経費
管理道開設	森林を管理するために必要な道路を開設するのに要する経費
抵抗性マツの植栽	抵抗性マツを植栽するのに要する経費
危険木搬出	不要木の伐採をした森林において、伐採した不要木の流出などによる災害を未然に防ぐため、伐採した不要木の搬出を行うのに要する経費
森林境界確認	境界が不明確な森林で不要木伐採を行うための境界確認に要する経費

## 5 交付金の額

知事が別に定める額とする。ただし、不要木伐採、侵入竹伐採、竹林伐採、広葉樹植栽、管理道開設、抵抗性マツの植栽、危険木搬出又は森林境界確認で森林組合又は林業事業者が受託して実施する場合は委託費と知事が別に定める額のいずれか低い方の額とし、森林国営保険の加入はその保険の加入に必要な額とする。

## 6 その他

知事に提出する申請等の書類は、実施場所を所轄する支庁、各農林振興センター又は農林振興センター各事務所に提出すること。

## 島根県告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野5988-3

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

大田市温泉津町福光ハ76、ハ1433、ハ1437-2、ハ1438

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第376号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッディー大田店 島根県大田市大田町大田字神田口930番2外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1

## (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年12月29日

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,547平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

53台（建物敷地東側：13台、建物西側別敷地：21台、建物北側別敷地：19台）

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

37台（建物敷地北東側：27台、建物西側別敷地：10台）

## ウ 荷さばき施設の位置及び面積

29平方メートル（建物南西側）

## エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

20立方メートル（建物南側）

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後8時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後8時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(建物敷地東側駐車場) 1箇所  
(建物西側別敷地駐車場) 3箇所  
(建物北側別敷地駐車場) 4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日  
平成27年4月28日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
大田市産業振興部産業企画課(島根県大田市大田町大田口1111)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第377号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例(昭和39年島根県条例第43号)第5条第3項の規定により告示する。

平成27年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成27年4月30日	909	安来市荒島町1805-3 株式会社安来自動車教習所 代表取締役	安来市荒島町1805-3 株式会社安来自動車教習所

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島



根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システムに係る運用管理保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社山陰支店 支店長 倉持 裕規 島根県松江市朝日町477-17

5 随意契約に係る契約金額

35,424,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成27年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

ア 除雪トラック(7t級、4×4)、1台、益田県土整備事務所

イ 除雪ドーザ(18t級、マルチプラウ)、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所

ウ 除雪ドーザ(8t級、サイドアングリングプラウ)、1台、県央県土整備事務所

エ 除雪ドーザ(8t級、マルチプラウ)、1台、出雲県土整備事務所

オ 小型除雪ドーザ(4t級、アングリングプラウ)、1台、県央県土整備事務所大田事業所

カ 凍結防止剤散布車(乾式2.5m<sup>3</sup>級、4×4、スノープラウ付)、1台、松江県土整備事務所

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 1月29日(金)

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与さ

せている者でないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

### 3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

### 4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成27年6月2日（火）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

平成27年6月8日（月）午前9時から同月9日（火）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成27年6月9日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年6月10日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

### 6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成27年6月2日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間

本公告の日から平成27年6月2日（火）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成27年6月9日（火）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Snow removing truck 7 ton class : 1
- b Tractor with snowplow 18ton class : 1
- c Tractor with snowplow 8 ton class : 2
- d Tractor with snowplow 4 ton class : 1
- e Antifreeze spraying vehicle 2.5m<sup>3</sup> class : 1

(2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m., June 8, 2015 ~ 4 : 00p.m., June 9, 2015

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, JAPAN  
690-8501 (Phone : 0852-22-6046)

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成27年 5月15日

島根県立中央病院 病院長 菊 池 清

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

151,966,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成27年 5月15日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 吉岡 宏 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

112,447,440円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成27年 5月15日

島根県立中央病院 病院長 菊 池 清

1 役務の名称及び数量

統合情報システム放射線治療業務支援システム構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

28,915,056円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成27年 5月15日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- (1) ダクルインザ錠60mg、P T P 14錠、772箱
- (2) スンペブラカプセル100mg、P T P 28カプセル、772箱
- (3) アドベイト注射用2000、2000単位 1 瓶、494瓶
- (4) アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1 瓶、341瓶
- (5) ノルディトロピンフレックスプロ注10mg、10mg 1 キット、650キット
- (6) シナジス筋注液100mg、100mg 1 瓶、390瓶
- (7) レブラミドカプセル 5 mg、P T P 40カプセル、149箱
- (8) リューブリン S R 注射用キット11.25、11.25mg 1 筒、749筒
- (9) ベルケイド注射用 3 mg、3 mg 1 瓶、277瓶
- (10) レミケード点滴静注用100、100mg 1 瓶、420瓶
- (11) リツキサン注10mg/ml、500mg50ml 1 瓶、173瓶

- (12) ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、5.3mg 1キット、973キット
  - (13) グリベック錠100mg、P T P120錠、114箱
  - (14) アバスチン点滴静注用100mg/4ml、100mg 4ml 1瓶、718瓶
  - (15) ハーセプチン注射用150、150mg 1瓶、578瓶
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月25日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
- (1) 上記1(1)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市萩野町601番地3、113,172円/箱
  - (2) 上記1(2)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市萩野町601番地3、80,836円/箱
  - (3) 上記1(3)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市萩野町601番地3、126,807円/瓶
  - (4) 上記1(4)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、160,300円/瓶
  - (5) 上記1(5)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、83,500円/キット
  - (6) 上記1(6)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、134,150円/瓶
  - (7) 上記1(7)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市萩野町601番地3、330,693円/箱
  - (8) 上記1(8)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、61,500円/筒
  - (9) 上記1(9)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、145,100円/瓶
  - (10) 上記1(10)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市萩野町601番地3、79,329円/瓶
  - (11) 上記1(11)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、187,450円/瓶
  - (12) 上記1(12)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、33,000円/キット
  - (13) 上記1(13)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、271,500円/箱
  - (14) 上記1(14)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、42,080円/瓶
  - (15) 上記1(15)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、50,920円/瓶
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 特例公告を行った日

平成27年 2月13日

**人 事 委 員 会 告 示****島根県人事委員会告示第4号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成27年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成27年 5月15日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 1 受付期間

平成27年 5月18日（月）から 6月15日（月）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。郵送による場合は、6月15日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月11日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

## 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	28名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たる。
女性	4名	
武道	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

## 3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

## (1) 年齢、学歴、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの者
武道	次のア又はイのいずれかに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成6年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの者 ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成27年7月12日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～17：00（予定）	松 島根県職員会館 江 （松江市内中原町） 市 又はサンラポーむらくも （松江市殿町） 浜 島根県立大学（浜田キャ 田 ンパス） 市 （浜田市野原町）	平成27年7月31日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	第 2 次 試 験	平成27年8月23日（日） ～8月28日（金）のうち指 定する日	
	採用区分「武道」の専門実技試験は平成27年8月22日（土）に松江市で実施する。		

(注) 採用区分「男性」と「武道」は、併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容			
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）			
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>男</td> <td>・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>性</td> <td>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> </table>	男	・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上	性
男	・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上				
性	・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。				



験		<ul style="list-style-type: none"> <li>指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	女	<ul style="list-style-type: none"> <li>身長 おおむね150センチメートル以上</li> <li>体重 おおむね43キログラム以上</li> <li>視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> </ul>
	性	<ul style="list-style-type: none"> <li>色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道及び剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容			
第 1 次	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）			
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>身長</td> <td>おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>おおむね47キログラム以上</td> </tr> </table>	身長	おおむね160センチメートル以上	体重
身長	おおむね160センチメートル以上				
体重	おおむね47キログラム以上				

試験		男 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 性 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
第2次試験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

## 6 受験手続

### (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

### (2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

## 8 給与

初任給は、平成27年4月1日現在、大学卒22歳で月額199,160円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

**雑 報**

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成27年 5月15日

公益社団法人 全国火薬類保安協会会長 鶴 田 欣 也

1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

2 試験日

平成27年 9月 6日（日）

3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 信号 <sup>えん</sup> 焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 ③ 信号 <sup>えん</sup> 焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法 ④ 火薬類性能試験方法 ⑤ 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 一般火薬学

4 試験場所

松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町6-39 (一社) 島根県採石協会内 出雲火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238-3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市東町8-33 益田農林会館内 益田地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四、34-1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成27年 6月23日（火）から同年 7月 2日（木）まで

（郵送による場合は、7月2日までの消印があるものに限り受け付ける。）

7 受験手数料

17,000円（所定の方法により納付すること。）

8 問合せ先

島根県火薬類保安協会連合会 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル 2階 (TEL 0852-22-7202)